

「育成又は更生」を「又は育成」に改め、同条第五項中「及び身体障害者福祉法」を「身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法」に改める。

第三十条第一項第一号中「第七十七条第二項」を「第九十九条第二項」に改める。

第八十一条及び第八十八条中「第八十八条第一項各号」を「第一百十条第一項各号」に改める。

第一百三十三条中「第一百一十一条第四項」を「第一百三十三条第四項」に改め、同条を第一百三十五条とする。

第一百三十二条を第三十四条とし、第二百二十九条から第三十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第十一章中第二百二十八条を第三十条とし、第二百二十三条から第二十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第十章第二節中第二百二十二条を第二十四条とし、第二百二十一条を第二十三条とし、第二百二十条を第二百二十二条とする。

第一百十九条中「第一百十二条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第二十一条とする。

第一百八条第一項中「第一百十六条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項中「第一百十六条

第二項」を「第一百八条第二項」に改め、同条第三項中「第一百十六条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同条を第二百二十条とする。

第一百七十七条を第一百九条とする。

第一百六条第二項中「第一百十条」を「第一百十二条」に改め、同条を第一百十八条とする。

第一百五条第三項中「第一百十条」を「第一百十二条」に改め、同条を第一百七十七条とする。

第十四条を第一百六条とし、第一百十条から第一百三十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第十章中第二節を第三節とする。

第一百九条第二項中「第一百七条第五項」を「第一百九条第五項」に改め、第十章第一節中同条を第一百十一条とする。

第一百八条を第一百十条とし、第一百七条を第一百九条とする。

第十章中第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

#### 第一節 地域福祉計画

##### (市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しよ

うとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に

関する事項

別表中「(第二百二十五条関係)」を「(第二百二十七条関係)」に改め、同表都道府県の項及び指定都市及び中核市の項中「第一百十二条、第一百十九条」を「第一百十四条、第二百一一条」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「具現される」を「実現される」に改める。

第四条の二に次の二項を加える。

5 この法律において、「身体障害者相談支援事業」とは、地域の身体障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む身体障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第九条第四項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を行う者、身体障害者更生援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

6 この法律において、「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下この項において「聴覚障害者等」という。）につき、手話通訳等（手話その他厚生省令で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。第三十三条において同じ。）に関する便宜を供与する事業をいう。

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「前項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、前項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを身体障害者相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

第九条の二第一項中「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

第十二条第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第十五条第二項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条の三 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「身体障害者居宅生活支援事業」の下に「又は身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者居宅生活支援事業等」という。）」を加え、同条第三項中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条の二 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。

(秘密保持義務)

第二十六条の三 身体障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十七条第四項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第二十八条第二項中「社会福祉事業法第六十条第一項」を「社会福祉法第六十五条第一項」に、「第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条」を「第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条」に改める。

第三十三条中「点字刊行物」の下に「、視覚障害者用の録音物」を加え、「、又は」を「、若しくは」に、「供する」を「供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生省令で定める便宜を供与する」に改める。

第三十七条第一項第三号及び第三十七条の二第一項第一号中「及び身体障害者福祉センター」を「、身体障害者福祉センターその他の政令で定める施設」に改める。

第三十八条の二中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める。

第三十九条第一項中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に改める。

第四十条第一項中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に、「第十八条第一項各号の措置」を「その事業」に改め、同条第二項を削る。

第四十三條の三第三項中「社会福祉事業法第六十五條から第六十七條まで」を「社会福祉法第七十條から第七十二條まで」に改め、「同條第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第四條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第四條の二第六項中「第三十三條」を「第三十四條」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において、「身体障害者生活訓練等事業」とは、身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業をいう。

第五條第一項中「補装具製作施設」の下に「盲導犬訓練施設」を加える。

第二十一條の三を第二十一條の四とし、第二十一條の二の次に次の一條を加える。

(盲導犬の貸与)

第二十一條の三 都道府県は、視覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設における厚生労働省令で定める訓練を受けた盲導犬を貸与し、又は当該



都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

第二十六条第一項中「又は身体障害者相談支援事業」を、「身体障害者相談支援事業又は身体障害者生活訓練等事業」に改める。

第三十四条を削り、第三章中第三十三条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

(盲導犬訓練施設)

第三十三条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。

第三十六条第三号中「及び第十九条の六」を、「第十九条の六及び第二十一条の三」に改める。

第三十七条第一項第三号中「身体障害者福祉センター」の下に、「盲導犬訓練施設」を加える。

第三十七条の二第一項第一号中「身体障害者福祉センター」の下に、「盲導犬訓練施設」を加え、同項第三号中「第十九条の五」の下に「及び第二十一条の三」を加える。

第五条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

「第二章 更生援護

第一節 総則（第十三条―第十七

第二節 居宅生活支援費及び施設

第一款 支援費等の支給（第十

第二款 指定居宅支援事業者及

第三節 国立施設への入所（第十

第四節 居宅介護、施設入所等の

第五節 更生医療、補装具等（第

第六節 社会参加の促進等（第二

目次中「第二章 福祉の措置（第十三条―第二十五条の二）」を

条の三)

訓練等支援費

七条の四―第十七条の十六)

び指定身体障害者更生施設等（第十七条の十七―第十七条の三十一）に、「第四十八条」を「第四十八